

貴社は大丈夫ですか？

安全衛生管理体制

労働安全衛生法において

- ・常時50人以上の労働者を使用する事業場においては衛生管理者の選任が義務づけられています。
(要：第一種衛生管理者免許)
- ・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者もしくは衛生推進者の選任が必要です。

安全衛生推進者（衛生推進者）

職務

- 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

資格要件

- 大学又は高等専門学校卒業後に1年以上安全衛生の実務に従事している者
- 高等学校又は中等教育学校卒業後に3年以上安全衛生の実務に従事している者
- 5年以上安全衛生の実務に従事している者
- 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者（安全衛生推進者養成講習・衛生推進者養成講習）
- 安全管理者及び衛生管理者、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者